

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う 新たな法律の制定について

【内閣府・総務省・国土交通省・農林水産省】

提案の内容

平成21年度末が失効期限となる現行の過疎地域自立促進特別措置法にかわる新たな法律を制定し、引き続き総合的な対策を推進すること。

【現状と課題】

- 過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有する地域である。また、食料の供給、水源のかん養、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、地球温暖化の防止等の多面的な機能を担う国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる地域として、未来の世代に引き継いでいく必要がある。
- しかしながら、若年者の流出による人口減少と少子・高齢化の一層の進行、地域産業の衰退による地域格差の拡大、医師不足やいわゆる限界集落の増大などの新たな問題の発生により、地域の維持が困難となる地域が拡大しつつあるので、新たな法律を制定し、引き続き、総合的な対策を講じる必要がある。

【本県の取組状況・方針】

- 平成18年8月、県、関係市町村、県過疎地域対策協議会により「島根県過疎・中山間地域対策研究会」を設置し、過疎地域の現状分析と評価、今後の必要な対策等について検討を開始。
- 平成19年度には、これらの成果の取りまとめを行い、新たな法律制定に向けた提言骨子を作成し、国、関係国会議員等に要望活動等を実施。

【提案要望の効果】

- 過疎地域が多様性と個性ある発展を実現し、都市と相互に補完・共生する関係を構築することが、成熟社会にふさわしい真に豊かな国土の形成につながる。